



鳥取県公報

平成13年10月30日(火)
第7329号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|--|---|
| 告 示 | 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (611) (福祉保健課) | 1 |
| | 土地改良事業の工事の完了 (612) (耕地課) | 2 |
| | 地籍調査に関する事業計画の変更 (613) (") | 3 |
| 調達公告 | 落札者の決定 (管財課) | 3 |
| | 公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課) | 4 |

告 示

鳥取県告示第611号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づき一般競争入札を行う予定であるので、当該一般競争入札(以下「制限付競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「制限付競争入札参加資格」という。)及び当該資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり告示する。

平成13年10月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達をする特定役務の種類

鳥取県生活保護関係広域電算化システム

2 制限付競争入札に参加する者に必要な資格

知事が行う入札参加資格審査により、次に掲げる要件に該当すると認められること。

- (1) 物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等(平成12年鳥取県告示第486号)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されていること。
- (2) 生活保護業務に関する処理システム(これに類するシステムを含む。)の設計及び開発をし、当該システムを納入した実績を有する者であること。
- (3) 鳥取県生活保護関係広域電算化システムに関する提案書(以下「提案書」という。)を提出し、優秀提案者に決定された者であること。

3 申請の受付時期

平成13年11月9日から同月30日まで(郵送による場合は、同日の消印のあるものまで)とする。

4 申請の方法

- (1) 願書の入手方法

制限付競争入札参加資格審査願（以下「願書」という。）は、鳥取県福祉保健部福祉保健課で配布する。
なお、郵送による願書の請求は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角2）を同封して行うこと。

(2) 願書の提出方法

願書に次に書類を添え、鳥取県福祉保健部福祉保健課保護係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7144）へ提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とすること。

ア 2の(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類

イ 提案書

ウ その他知事が必要と認める書類

(3) 願書等の作成に用いる言語

ア 願書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 提案書募集説明会等

(1) 提案書募集説明会

ア 内容 提案書の作成に必要な事項及び提出する関係資料に関する説明を行う。

イ 日時 平成13年11月9日 午前10時

ウ 場所 鳥取県庁第14会議室（鳥取県庁議会棟3階）

(2) 優秀案の決定時期

平成13年12月中旬

(3) 優秀提案者の決定の方法

鳥取県生活保護関係広域電算化システムに関する優秀提案選定委員会（以下「選定委員」という。）が決定する。

(4) 提案書の提出者の義務

選定委員会から提案書に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 制限付競争入札に参加することができない者

願書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者には、資格を付与しない。

7 制限付競争入札資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

8 制限付競争入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成14年3月29日までとする。

9 制限付競争入札の公示の方法

制限付競争入札を行う場合は、鳥取県公報により公告する。

鳥取県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年10月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 事業主体 | 土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
|------------|------------------|------------|
| 鳥取中央農業協同組合 | 基盤整備促進事業沢山地区区画整理 | 平成11年11月2日 |

鳥取県告示第613号

地籍調査に関する県の計画に基づく平成13年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成13年10月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行う者の名称 | 変更前後の別 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間 | 調査面積 (平方キロメートル) |
|-----------|--------|--|--------------|--------------------|
| 国 府 町 | 変更前 | 岩美郡国府町大字木原、大字下木原、大字神垣及び大字美歎の各一部 | 平成14年3月29日まで | 0.41 |
| | 変更後 | 〃 | 〃 | 0.23 |
| 智 頭 町 | 変更前 | 八頭郡智頭町大字河津原及び大字西字塚の各一部 | 〃 | 3.77 |
| | 変更後 | 〃 | 〃 | 5.31 |
| 東 伯 町 | 変更前 | 東伯郡東伯町大字矢下、大字杉地、大字宮場、大字八反田、大字田越、大字上法万、大字倉坂、大字公文、大字山田、大字大杉、大字美好、大字福永、大字野田及び大字八橋の各一部 | 〃 | 1.45 |
| | 変更後 | 〃 | 〃 | 1.19 |
| 会 見 町 | 変更前 | 西伯郡会見町朝金及び萩名の各一部 | 〃 | 0.55 |
| | 変更後 | 西伯郡会見町萩名の一部 | 〃 | 0.48 |
| 溝 口 町 | 変更前 | 日野郡溝口町荘及び父原の各一部 | 〃 | 0.43 |
| | 変更後 | 〃 | 〃 | 0.38 |

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年10月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 鳥取県警察本部庁舎新築（建築主体）工事
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 決 定 日 平成13年9月17日
- 4 落札者の名称及び 鳥取県警察本部庁舎新築（建築主体）工事前田・大和・懸樋共同企業体
所 在 地 広島市中区鶴見町2 - 19
- 5 落 札 価 格 3,675,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成13年8月7日

- 7 落札方式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局 鳥取県総務部管財課
の名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年10月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般国道482号特殊改良一種工事（上部工）
(2) 工 事 場 所 八頭郡用瀬町大字馬路
(3) 工 事 内 容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により一般国道482号の橋りょう上部工を製作し、及び架設する工事である。

- (4) 工事の規模、構造等

橋りょう上部工の製作及び架設

設 計 荷 重 B活荷重

上部工形式 ポストテンション方式PC単純T^{けた}桁橋

橋 長 L = 44.0m

幅 員 W = 6.0 (10.25) m

平 面 線 形 直線橋

架 設 工 法 架設^{けた}桁架設工法

- (5) 工 期 平成13年12月から平成14年3月25日まで
(6) 予 定 価 格 132,255,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と、県内に本店を有する者1名により自主的に結成された者
のであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

- (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コ

ンクリート工事の総合評点が、1,150点以上であること。

オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1090点以上であること。

カ 平成13年10月30日（火）から同年11月13日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 平成13年4月1日（日）から追って通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更正法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 平成4年度以降に工事が完了し、引渡しの完了しているPC橋（道路橋に限る。）上部工^{けた}の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年10月30日（火）から同年11月13日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年10月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 主要地方道新見日南線緊急地方道路整備工事（橋りょう）（1工区）
- (2) 工 事 場 所 日野郡日南町生山
- (3) 工 事 内 容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により主要地方道新見日南線の橋りょう上部工を製作し、及び架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工の製作及び架設

設 計 荷 重 B活荷重

上部工型式 ポストテンション方式中空床版橋

橋 長 L = 64.5m

支 間 長 31.62m + 31.62m

幅 員 全体 W = 11.40m ~ 11.75m

(内訳 車道 = 3.00m × 2 歩道 = 3.50m × 1)

平 面 線 形 曲線

- (5) 工 期 平成13年12月から平成14年3月25日まで
- (6) 予 定 価 格 194,282,550円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。
- オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1090点以上であること。
- カ 平成13年10月30日（火）から同年11月13日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- キ 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。
- イ 平成4年度以降に、PC橋（道路橋に限る。）上部工の^{けた}桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- ウ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - (ア) 平成4年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。
 - (イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
 - (ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ア 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
 - イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の

交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年10月30日（火）から同年11月13日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

| | |
|--------------|--------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階） |
| 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内） |
| 八頭郡家町大字郡家100 | 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内） |
| 倉吉市東巖城町2 | 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内） |
| 米子市鞆町一丁目160 | 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内） |
| 日野郡日野町根雨730 | 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課 |

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。